

様式第2号

酒田市移住お試し住宅利用規約

- ①利用者は、酒田市移住お試し住宅（以下、お試し住宅）を本市への移住を検討する以外の目的に利用してはならない。
- ②利用者は、お試し住宅を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡してはならない。
- ③利用者は、お試し住宅において、物品の販売、宗教の勧誘、寄付の要請、広告物の掲示、その他これらに類する行為を行ってはならない。
- ④利用者は、お試し住宅の利用に際しては必要な注意を払い、これを正常な状態で維持しなければならない。
- ⑤利用者は、敷地内においては電子タバコを含め喫煙してはならない。
- ⑥利用者は、自らの責めに帰すべき事由により、お試し住宅を破損し、又は汚損した場合には、これを原形に復し、又はこれに要する費用を酒田市に賠償しなければならない。
- ⑦利用者は、お試し住宅において犬、猫、爬虫類等、動物、虫の飼育をすることをしてはならない。
- ⑧利用者は、外出、就寝時は施錠を行いお試し住宅を善良に管理しなければならない。また、貸与された鍵については複製物を作成してはならない。
- ⑨利用者は、地域のルールを守り、近隣住民に迷惑をかけることなく、地域に住む方々と良好な関係のもと交流に努めること。
- ⑩利用者は、下記に示す理由により、住宅からの退去を求められた場合は速やかに退去しなければならない。
 - （1） 不正な行為により利用したことが判明したとき。
 - （2） 地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき。
 - （3） 利用者が暴力団員であることが判明したとき。
- ⑪利用者は、移住お試し住宅の管理上必要があるときは、利用中の移住お試し住宅の状況を職員に調査させなければならない。

酒田市移住お試し住宅の利用にあたり、上記の規約を遵守し適切に利用することを誓約いたします。

年 月 日

住所
氏名

※利用規約に違反した利用者及び⑩の規程により退去を求められた利用者については、今後一切、本市移住お試し住宅の利用についてお断りいたします。